

ご購入の前に  
自主規制適合マークを  
ご確認ください



このラベルの貼付された製品は  
業界が定めた排出ガス自主規制  
に適合しています。



小形汎用エンジンの排出ガス自主規制に参加している  
会員会社は次の通りです。(2022年4月1日現在)

井関農機株式会社  
カワサキモータース株式会社  
キャタピラー・ジャパン合同会社  
株式会社クボタ  
株式会社スチール  
トーハツ株式会社  
株式会社豊田自動織機  
ハスクバーナ・ゼノア株式会社  
本田技研工業株式会社  
株式会社丸山製作所  
三菱重工エンジン&ターボチャージャ株式会社  
三菱重工メイキエンジン株式会社  
ヤマハモーターパワープロダクツ株式会社  
株式会社やまびこ  
ヤンマーホールディングス株式会社  
株式会社ワイ・ジー・ケー



一般社団法人 日本陸用内燃機関協会

<https://www.lemma.or.jp>

〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町1-2-31

TEL:03-3260-9101 FAX:03-3260-7965

地球にやさしく  
未来のためにできること



19kW未満 汎用エンジン排出ガス自主規制

- ガソリンエンジン 3次規制
- ディーゼルエンジン 2次規制

[米国・欧州と同じレベルの厳しい規制を実施しています]

一般社団法人 日本陸用内燃機関協会

<https://www.lemma.or.jp>

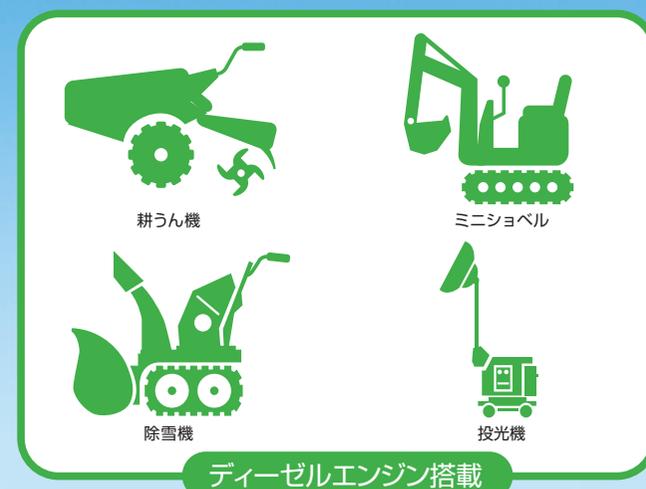
# 小形汎用エンジンの排出ガス自主規制について

19kW未満の小形汎用エンジンは、日本において、管理機・耕うん機などの農業機械、ミニショベルなどの建設機械、携帯発電機、刈払機、チェーンソーなどの動力源として広く使用されています。これらの小形汎用エンジンは、日本で使用されるとともに、米国・欧州などへ数多く輸出されている国際商品です。メーカー各社は、先進国の排出ガス規制に対応するため「排出ガス低減技術」の開発に力を入れ、大気汚染物質の低減に取り組んでいます。

日本においては19kW未満の小形汎用エンジンは排出ガスに関する法規制がありませんが、環境に対して業界としてできる限りの努力を払うことが合意され、ガソリンエンジンは2003年から、ディーゼルエンジンは2006年から自主規制制度を設け、排出ガス低減による環境保全に取り組んでいます。規制内容は19kW未満の小形汎用ガソリンエンジンは排出ガスに含まれる炭化水素(HC)、窒素酸化物(NOx)、一酸化炭素(CO)を、19kW未満の小形汎用ディーゼルエンジンはHC、NOx、CO、粒子状物質(PM)を規制するもので、基準値や試験方法などは国際整合性を最大限に考慮し、米国・欧州と同レベルの規制を実施しています。

ガソリンエンジンについては2014年から段階的に3次規制を実施し、ディーゼルエンジンについては2009年から2次規制を実施しており、それぞれ厳しい規制を実施している米国・欧州と同レベルの規制値になっています。

このような機械のエンジンが対象です。



Japan Land Engine Manufacturers Association

自主規制の詳細、効果については  
一般社団法人 日本陸用内燃機関協会の  
ホームページをご覧ください。

<https://www.lema.or.jp>

